

新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">高知県緑化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県緑化促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業) 第2条 県は、県民の森林に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動につなげることを目的として、別表第1に掲げる事業実施主体が実施する、幅広い県民に利用される公共的空間等を郷土樹種を用いて緑化する事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象経費及び補助率等) 第3条 補助事業に係る補助対象経費及び補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。 また、補助対象経費に補助率を乗じて算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、事業実施主体が市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)であって、当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した市町村費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。</p> <p>(補助金の交付の申請) 第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、事業実施主体は知事に提出しなければならない。<b>ただし、原則として一事業者につき年度内に一施工箇所に係る事業を申請の限度とする。</b> 2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。 3 市町村等を除く事業実施主体は、第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。 (1) 県税の納税証明書(全税目のもの)又は県税完納情報の提供に係る同意書(別紙1)及び本人確認書類の写し (2) 県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書 (3) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書(別紙2)</p> <p>(補助金の交付の決定) 第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするとともに当該決定をうけた事業実施主体(以下</p>	<p style="text-align: center;">高知県緑化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県緑化促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業) 第2条 県は、県民の森林に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動につなげることを目的として、別表第1に掲げる事業実施主体が実施する、幅広い県民に利用される公共的空間等を郷土樹種を用いて緑化する事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象経費及び補助率等) 第3条 補助事業に係る補助対象経費及び補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。 また、補助対象経費に補助率を乗じて算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、事業実施主体が市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)であって、当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した市町村費の財源に森林環境譲与税を充てた場合は、補助対象外とする。</p> <p>(補助金の交付の申請) 第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、事業実施主体は知事に提出しなければならない。 2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。 3 市町村等を除く事業実施主体は、第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。 (1) 県税の納税証明書(全税目のもの)又は県税完納情報の提供に係る同意書(別紙1)及び本人確認書類の写し (2) 県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書 (3) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書(別紙2)</p> <p>(補助金の交付の決定) 第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするとともに当該決定をうけた事業実施主体(以下</p>

下「補助事業者」という。)に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取り消し)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。
- (3) 不正若しくは虚偽の申請をし、又は当該申請によって補助金の交付を受けたとき。
- (4) 事業完了の翌年度から起算して5年以内に、整備した施設等を他の目的に転用した場合。ただし、公用、公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、返還額に係る減免について協議することができるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、この要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。
- (4) 補助事業により整備した財産について、森林環境税を活用していることを看板等により表示し、かつ、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分した場合は、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の変更の承認申請)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、速やかに変更承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号に掲げるいずれかに該当する事項とする。

「補助事業者」という。)に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取り消し)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。
- (3) 不正若しくは虚偽の申請をし、又は当該申請によって補助金の交付を受けたとき。
- (4) 事業完了の翌年度から起算して5年以内に、整備した施設等を他の目的に転用した場合。ただし、公用、公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、返還額に係る減免について協議することができるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、この要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。
- (4) 補助事業により整備した財産について、森林環境税を活用していることを看板等により表示し、かつ、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分した場合は、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の変更の承認申請)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、速やかに変更承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号に掲げるいずれかに該当する事項とする。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の実施箇所の変更
- (4) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について遂行状況報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定前の着手)

第10条 補助事業者による対象事業の着手は、原則として、県からの補助金の交付の決定通知を受けて行うものとし、当該年度にやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の前に着手する必要があるときは、事業着手前に第4条第1項の補助金の交付の申請を行うとともに交付決定前着手届(別記第4号様式)にその理由を具体的に明記した上で知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日、若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第11条第1項に基づく実績報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(実績報告に際し前項の規定により減額した場合にあっては、減じた額を上回る部分の金額)を別記第6号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 規則第14条ただし書の規定に基づき概算払を請求する補助事業者は、概算払請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の実施箇所の変更
- (4) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について遂行状況報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定前の着手)

第10条 補助事業者による対象事業の着手は、原則として、県からの補助金の交付の決定通知を受けて行うものとし、当該年度にやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の前に着手する必要があるときは、事業着手前に第4条第1項の補助金の交付の申請を行うとともに交付決定前着手届(別記第4号様式)にその理由を具体的に明記した上で知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日、若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第11条第1項に基づく実績報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(実績報告に際し前項の規定により減額した場合にあっては、減じた額を上回る部分の金額)を別記第6号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 規則第14条ただし書の規定に基づき概算払を請求する補助事業者は、概算払請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第2号から第6号まで、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第2号から第6号まで、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(新設)

別表第1 (第3条関係)	
事業区分	環境緑化事業
事業実施主体	市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの
補助対象経費	郷土樹種(注1)を活用した、モデル的(注2)な緑化における植樹及び樹木展示に要する経費(樹木・プランター購入費、運搬費、土壌改良費、産業廃棄物運搬処理費(前生樹等がある場合、前生樹の撤去費用を含む。)、工事請負費及び設計・測量・調査委託料(ただし、外注した場合に限り補助対象経費とする。)) なお、補助事業者が雇用する職員に係る人件費及び事務処理に要する経費並びに補助事業者が消費税の一般課税事業者の場合の補助事業に係る消費税相当額は補助対象外経費とする。  <b>【注意事項】</b> 入札の実施や複数業者から見積書を徴することによる適正価格での実施とすること。ただし、特許性等があることにより、2者以上から見積りを徴することができない場合は、その理由を明らかにした書面を実績報告書に添付することで1者による見積りによることを認める。 なお、入札に付す場合は、地方自治体が行う契約手続きの取り扱いに準じること。
補助対象施設	教育・保育施設(注3)、市町村等の整備する施設又は木材を利用したPR効果の高い公共的施設(注4)
補助率及び補助額	市町村等、教育・保育施設(注3):10分の10以内 上限600万円/事業 その他:2分の1以内(ただし大企業(注5)に該当する場合は3分の1以内) 上限600万円/事業
採択要件	ア 補助事業者とは別に事業地を管理している管理主体がある場合は当該管理主体及び関係者等の書面による同意があること。 イ 郷土樹種の植栽による緑化に係る経費が1/2以上の事業であること。 ウ 1事業の補助金額が40万円以上であること。ただし、近接する場合は、複数箇所であっても1事業とみなす。 エ 運営が適正に行われ、経理や運営内容を報告できる団体であること。 オ 任意団体の場合は構成員が5人以上であること。 カ 県ホームページ等による実施事業の公表に異議がないこと。 キ 設計・測量・調査委託を行う場合は、必ず関連する緑化の事業を行うこととし、緑化の事業は交付申請を行った年度内に竣工することを原則とすること。

(注) 1～5 (略)

別表第1 (第3条関係)	
事業区分	環境緑化事業
事業実施主体	市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの
補助対象経費	郷土樹種(注1)を活用した、モデル的(注2)な緑化における植樹及び樹木展示に要する経費(樹木・プランター購入費、運搬費、土壌改良費、産業廃棄物運搬処理費(前生樹等がある場合、前生樹の撤去費用を含む。)、工事請負費及び設計・測量・調査委託料(ただし、外注した場合に限り補助対象経費とする。)) なお、補助事業者が雇用する職員に係る人件費及び事務処理に要する経費並びに補助事業者が消費税の一般課税事業者の場合の補助事業に係る消費税相当額は補助対象外経費とする。  <b>(新設)</b>
補助対象施設	教育・保育施設(注3)、市町村等の整備する施設又は木材を利用したPR効果の高い公共的施設(注4)
補助率及び補助額	市町村等、教育・保育施設(注3):10分の10以内 上限600万円/事業 その他:2分の1以内(ただし大企業(注5)に該当する場合は3分の1以内) 上限600万円/事業
採択要件	ア 補助事業者とは別に事業地を管理している管理主体がある場合は当該管理主体及び関係者等の書面による同意があること。 イ 郷土樹種の植栽による緑化に係る経費が主たる事業であること。 ウ 1事業の補助金額が40万円以上であること。ただし、近接する場合は、複数箇所であっても1事業とみなす。 エ 運営が適正に行われ、経理や運営内容を報告できる団体であること。 オ 任意団体の場合は構成員が5人以上であること。 カ 県ホームページ等による実施事業の公表に異議がないこと。 キ 設計・測量・調査委託を行う場合は、必ず関連する緑化の事業を行うこととし、緑化の事業は交付申請を行った年度内に竣工することを原則とすること。

(注) 1～5 (略)

別表第2 (第5条-第7条関係) (略)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表3 (略)

別表第2 (第5条-第7条関係) (略)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表3 (略)

別記  
第1号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者職氏名  
(生年月日: 年 月 日)

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において別添のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により補助金 円を交付されたく申請します。

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

単位(円)

事業区分	施工箇所 (市町村名・ 大字・字・地 番)	事業量	着手予 定年月 日	事業 費 (A+B)	負担区分		備 考
			完了予 定年月 日		県補 助金 (A)	その 他(B)	
環 境 緑 化事業							
計							

(注) 1~2 (略)

3 維持管理計画

別記  
第1号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者職氏名  
(生年月日: 年 月 日)

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において別添のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により補助金 円を交付されたく申請します。

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

単位(円)

事業区分	施工箇所 (市町村名・ 大字・字・地 番)	事業量	着手予 定年月 日	事業 費 (A+B)	負担区分		備 考
			完了予 定年月 日		県補 助金 (A)	その 他(B)	
環 境 緑 化事業							
計							

(注) 1~2 (略)

3 維持管理計画

年度	事業実施年度	1年目(令和年度)	2年目(令和年度)	3年目(令和年度)	4年目(令和年度)	5年目(令和年度)
維持管理内容						
維持管理者						

(注) 「維持管理内容」欄は実施する取組の時期・規模・数量等がわかるように具体的な内容を記載してください。

#### 4 収支予算

##### (1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	備考
県補助金		
その他		
計		

##### (2) 支出

区分	予算額	備考
環境緑化事業		
計		

#### 5 添付書類

(1) 市町村等(一般会計によるもの)以外の補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)、又は消費税の納付義務がない旨の申立書

(2) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書(全税目のもの)

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(別紙1)及び本人確認書類の写し(※)

※: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(3) 県税の納付義務がない場合はその旨の申立書

(4) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書(別紙2)

(5) 事業実施計画地の概要(別紙3)

(6) 事業費の積算に使用した仕様書、図面、積算資料(見積書等の写し)又はそれに類

年度	事業実施年度	1年目(令和年度)	2年目(令和年度)	3年目(令和年度)	4年目(令和年度)	5年目(令和年度)
維持管理内容						
維持管理者						

(注) 「維持管理内容」欄は実施する取組の時期・規模・数量等がわかるように具体的な内容を記載してください。

#### 4 収支予算

##### (1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	備考
県補助金		
その他		
計		

##### (2) 支出

区分	予算額	備考
環境緑化事業		
計		

#### 5 添付書類

(1) 市町村等(一般会計によるもの)以外の補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、補助事業者の直近の消費税等の確定申告書(写し)若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)、又は消費税の納付義務がない旨の申立書

(2) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書(全税目のもの)

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(別紙1)及び本人確認書類の写し(※)

※: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(3) 県税の納付義務がない場合はその旨の申立書

(4) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書(別紙2)

(新設)

(新設)



する資料

(7) 事業地の 1/50,000 程度の位置図、平面図、その他計画図面(各図面に事業名、事業箇所名、補助事業者名を記載すること)

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、必要な資料

(注). (2) から (4) までに掲げる資料については、市町村等は提出不要。

(5) から (7) までに掲げる資料については、高知県緑化促進事業事務取扱要領第3の1に規定する実施計画協議書の内容から変更が生じた場合のみ提出。

(新設)

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、必要な資料

(注). (2) から (4) までに掲げる資料については、市町村等は提出不要。

別紙1 (第4条関係)

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) 高知県緑化促進事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から林業環境政策課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、林業環境政策課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

別紙1 (第4条関係)

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) 高知県緑化促進事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から林業環境政策課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、林業環境政策課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

別紙2（第4条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県緑化促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取り消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
(代表者 職) 氏名 (自署)

別紙2（第4条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県緑化促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取り消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
(代表者 職) 氏名 (自署)

## 別紙3 (第4条関係)

## 事業実施計画地の概要

事業計画地の所在：

## 1 土地の概要

①土地所有者	氏名 住所				
②土地面積	m <sup>2</sup>	③現在の利用状況		④登記簿 謄本上の 地目	
⑤事業実施に必要な許認可等の有無	有・無	⑤欄に有と記載した場合は⑥⑦⑧欄も記入してください			
		⑥許認可等の名称若しくは手続等の内容			
		⑦手続等の状況	1 手続済	2 手続中	3 手続予定
		⑧担当部署			

※ 事業実施に必要な許認可等が複数ある場合は、全てについて⑥⑦⑧欄の内容を記載してください。

(記載欄が不足する場合は、別紙を作成して添付してください。)

※ 申請者が所有者でない場合は、所有者の承諾書を添付してください。なお、以下の項目は必ず承諾書に明記してください。

- ・高知県緑化促進事業の趣旨を理解した上で、所有地の使用を承諾すること
- ・補助金を活用して取得した財産(樹木を含む)の所有権の所在
- ・補助金を活用して取得した財産の枯損、折損等により所有地に損害が生じた場合の責任の所在
- ・事業の内容を県ホームページ等で公表することについての承諾
- ・所有地を観光客等に解放する場合は、その旨の承諾

## 2 公共的施設の概要(公共施設内で行う場合のみ記入)

種類	1 道路	2 河川	3 公園	4 施設	5 その他
名称	( )				
管理者					
管理者の同意	1 同意済	2 見込有	3 不要		
管理担当部署					

## 別紙3

## 事業実施計画地の概要

事業計画地の所在：

## 1 土地の概要

①土地所有者	氏名 住所				
②土地面積	m <sup>2</sup>	③現在の利用状況		④登記簿 謄本上の 地目	
⑤事業実施に必要な許認可等の有無	有・無	⑤欄に有と記載した場合は⑥⑦⑧欄も記入してください			
		⑥許認可等の名称若しくは手続等の内容			
		⑦手続等の状況	1 手続済	2 手続中	3 手続予定
		⑧担当部署			

※ 事業実施に必要な許認可等が複数ある場合は、全てについて⑥⑦⑧欄の内容を記載してください。

(記載欄が不足する場合は、別紙を作成して添付してください。)

※ 申請者が所有者でない場合は、所有者の承諾書を添付してください。なお、以下の項目は必ず承諾書に明記してください。

- ・高知県緑化促進事業の趣旨を理解した上で、所有地の使用を承諾すること
- ・補助金を活用して取得した財産(樹木を含む)の所有権の所在
- ・補助金を活用して取得した財産の枯損、折損等により所有地に損害が生じた場合の責任の所在
- ・事業の内容を県ホームページ等で公表することについての承諾
- ・所有地を観光客等に解放する場合は、その旨の承諾

## 2 公共的施設の概要(公共施設内で行う場合のみ記入)

種類	1 道路	2 河川	3 公園	4 施設	5 その他
名称	( )				
管理者					
管理者の同意	1 同意済	2 見込有	3 不要		
管理担当部署					

第2号様式（第8条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり事業計画を変更したので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて変更承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）別記第1号様式の2の項から4の項までに準じて作成し、変更前と変更後とを対照比較することができるように変更前を括弧書きで上段に記入してください。

なお、別記第1号様式の5添付書類のうち、当該変更に係るものを添付してください。

第2号様式（第8条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて変更承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）別記第1号様式の2の項から4の項までに準じて作成し、変更前と変更後とを対照比較することができるように変更前を括弧書きで上段に記入してください。

なお、別記第1号様式の5添付書類のうち、当該変更に係るものを添付してください。

第3号様式（第9条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度高知県緑化促進事業遂行状況報告書

このことについて、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業区分	実施箇所	計画		出来高		進捗率 (B)/(A)
		事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
環境緑化事業			円		円	%
計						

(注) 進捗率のパーセントは、整数止め（端数を切り上げる。）としてください。

第3号様式（第9条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度高知県緑化促進事業遂行状況報告書

このことについて、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業区分	実施箇所	計画		出来高		進捗率 (B)/(A)
		事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
環境緑化事業			円		円	%
計						

(注) 進捗率のパーセントは、整数止め（端数を切り上げる。）としてください。

第4号様式（第10条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金交付決定前着手届

下記の計画に基づく当該事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 交付申請額
- 2 事業着手予定年月日  
年 月 日
- 3 事業完了予定年月日  
年 月 日
- 4 交付の決定前の着手を必要とする理由

条件

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合の当該損失は、補助事業者が負担するものとする。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合、又は不採択となった場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内においては、変更承認申請を行わないこと。

第4号様式（第10条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金交付決定前着手届

下記の計画に基づく当該事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 交付申請額
- 2 事業着手予定年月日  
年 月 日
- 3 事業完了予定年月日  
年 月 日
- 4 交付の決定前の着手を必要とする理由

条件

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合の当該損失は、補助事業者が負担するものとする。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合、又は不採択となった場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内においては、変更承認申請を行わないこと。

第5号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者職氏名  
(生年月日： 年 月 日)

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(又は補助金の変更交付の決定通知)がありました事業について、下記のとおり完了しましたので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、別添のとおり報告します。

1 事業の内容及び経費の配分 単位(円)

事業区分	施工箇所名 (市町村名・大字・字・地番)	事業量	着手年月日 完了年月日	事業費 (A+B)	負担区分		備考
					県補助金(A)	その他(B)	
環境緑化事業							
計							

(注) 1～2 (略)

2 収支精算 (1) 収入 単位(円)

区 分	予 算 額	精 算 額	差引増減額	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

第5号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者職氏名  
(生年月日： 年 月 日)

令和 年度高知県緑化促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(又は補助金の変更交付の決定通知)がありました事業について、下記のとおり完了しましたので、高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、別添のとおり報告します。

1 事業の内容及び経費の配分 単位(円)

事業区分	施工箇所名 (市町村名・大字・字・地番)	事業量	着手年月日 完了年月日	事業費 (A+B)	負担区分		備考
					県補助金(A)	その他(B)	
環境緑化事業							
計							

(注) 1～2 (略)

2 収支精算 (1) 収入 単位(円)

区 分	予 算 額	精 算 額	差引増減額	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				



(2) 支出 (単位:円)

区 分	予 算 額	精 算 額	差引増減額	備 考
環境緑化事業				
計				

3 県補助金精算 (単位:円)

区 分	県 補 助 金 交 付 決 定 額	精 算 事 業 費 総 額	県 補 助 率	精 算 補 助 金 額
環境緑化事業				
計				

4 その他添付書類

- (1) 事業地の1/50,000程度の位置図、平面図、その他計画図面(各図面に事業名、事業箇所名、補助事業者名を記載すること)
- (2) 完成写真
- (3) 検査調書(任意様式)
- (4) 事業費の積算基礎(出来高設計、**契約書**、納品書、請求書、領収書等の写し)
- (5) (1)から(4)に定めるもののほか、必要な資料

第6号様式(略)

第7号様式(略)

(2) 支出 (単位:円)

区 分	予 算 額	精 算 額	差引増減額	備 考
環境緑化事業				
計				

3 県補助金精算 (単位:円)

区 分	県 補 助 金 交 付 決 定 額	精 算 事 業 費 総 額	県 補 助 率	精 算 補 助 金 額
環境緑化事業				
計				

4 その他添付書類

- (1) 事業地の1/50,000程度の位置図、平面図、その他計画図面(各図面に事業名、事業箇所名、補助事業者名を記載すること)
- (2) 完成写真
- (3) 検査調書(任意様式)
- (4) 事業費の積算基礎(出来高設計書、納品書、請求書、領収書等の写し)
- (5) (1)から(4)に定めるもののほか、必要な資料

第6号様式(略)

第7号様式(略)